### 「第7回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」会議録

#### 1 日時

平成 20 年 11 月 27 日 (木) 9:30~12:00

# 2 場所

東京都庁第一本庁舎 33 階 特別会議室 N6

#### 3 出席委員

原島座長、矢木委員、長谷川委員、小橋委員、安田委員、川田委員、根本委員

### 4 議事

- (1)市場施設供用後の地下水管理システムの提案
- (2)汚染物質処理、液状化対策などを含む一貫した対策(案)
- (3)土壌汚染対策全体を網羅した提案
- (4)評価・検証に際しての視点
- (5) その他

### 5 検討内容

# (1)市場施設供用後の地下水管理システム

(東京都) それでは、第7回目の技術会議、第1の議事であります地下水管理システムの提案についてご説明させていただきます。

1 - 1ページをおめくりください。1 - 1ページに「市場施設供用後の地下水管理システムの提案」というのがありますけれども、これは表紙で、実際のところはお手元のA3サイズの資料1のほうでご説明したいと思います。「地下水管理の基本方針」だけが本編のほうに載っておりますが、一連の資料の流れからこちらの資料でご説明させていただきます。

まず、地下水管理の基本的な方針でございますが、地下水管理に関連する提案がありました技術について、地下水管理システムに求められる水位の把握、水質の確認、揚水、浄化といったすべての要件を満たすものはありませんでした。そのため、提案された技術に加えて一部既存の技術も組み合わせて、地下水管理システムを構築させていただきました。

地下水管理の目的になりますけれども、汚染土壌対策、汚染地下水対策を行った後に将来にわたって地下水を A.P.+2 m以下に維持管理するため、こういったものを効率よく、精度よくモニタリングしていく。地下水が上昇した場合の対策を確実にこなせることを目的とした対策を構築しております。

(2)でございます。地下水管理システムの構造としましては、四つの点を考えて構築しております。

まず、実効性が高いシステムであること。やはり既存技術を有機的に組み合わせる

ことにより実効性を担保したもの。

それから、情報技術を活用したシステムといたしまして、維持管理が容易なシステムであること。こういったことを最大限に活用するためには情報技術を活用していく。

それから、ユニット化したシステム。これは、システムとして要求される機能を複数のユニットに分類して、ユニットごとに最適な手法を導入して、全体を構築するというものであります。具体的には、水位、水質の計測システム、データをリアルタイムで管理する通信システム、確実な地下水管理を実現する揚水・処理のシステム、将来にわたっての維持管理・モニタリングシステム等といったものをユニット化したシステムとして捉えております。

最後になりますけれども、これを独立した形態として効率よく構築するために、街 区ごとに独立したシステムを構築するように考えました。

2.施設の配置でございます。検討方法は、対象地域の地下水を A.P.+2 m以下に維持するということであります。これは止水壁と井戸の組み合わせによる地下水の管理を行う計画です。

主な施設としましては、揚水の井戸、観測の井戸、送水管、それから処理施設等があります。

3 - 2ページの3.地下水管理システムでございます。場内の地下水位を管理基準 (A.P.+2m)以下に維持することとともに、水質を環境基準にて管理する。将来にわたって維持管理、モニタリングを継続するというものであります。

地下水位・水質の計測システムとしては、地下水の水位・地下水の水質を観測する。 これとあわせて、降雨量なども計測していく。

それから、地下水の水位の観測につきましては、ワイヤレスによる水位計 (無線)か、圧力式の水位計(有線)のいずれかを想定する。二つについて検討しております。

地下水の水質の測定でございますが、すべての揚水井戸、観測井戸を対象として実施いたします。

データ通信・管理システムでございます。地下水位及び気象データの通信は先ほども言ったように「無線と有線」、それから「有線」の二つの方式を検討しました。計測から通信、それから監視のすべてを無線化する方法も可能であります。例えば観測データが途中で盗聴されるとか、そういった安全管理を考慮しますと、通信から監視のプロセスは原則として有線方式といたしました。

無線方式によるデータ通信は、無線の端末と専用センサを井戸の地点に設置して、 監視地点へデータを転送して集積・モニタリングを行う。

有線方式によるデータ通信は、水圧式の水位計、データロガー(データの蓄積)といったものを組み合わせて、有線による監視末端にデータを転送するものです。

3番目としまして、揚水・処理・排水システムでございます。水位観測のデータから管理水位を超えるデータが検出された場合は、揚水井戸を稼働して管理水位以下に地下水を制御する。それから、地下水の監視システム、揚水井戸の稼働は自動システムを基本といたします。

揚水した地下水は、水質を確認した後、下水に放流いたしますが、必要な場合は水

質の処理を行います。なお、水質の分析には一定の時間を当然要するため、この間汲み上げた地下水を貯留する施設を設けることとしております。

それから、非常時のリスクを分散させる等のためから、揚水・処理・排水システム は街区ごとに構築いたします。

これをフローチャートであらわしたのが、次ページの3 - 3のチャートでございます。上のほうの図 - 7が有線方式の場合、図 - 7の(2)が「無線 + 有線」という場合で書いております。これはほとんど違いがございませんが、有線と無線の場合は、井戸の水位計のところは、先ほどご説明させていただきましたが、有線の場合は水圧式の方式になります。無線の場合はワイヤレス方式になる。有線の場合は、データロガー(データの記憶装置)を使って街区の末端まで行く。無線の場合は、街区の末端までは送信という形になります。大きな違いはここだけでございます。

それから、右のほうに行きますと、中央監視装置に入れて地下水位が満足しているかどうかを見ます。満足している場合は、上のほうに矢印が上っておりますけれども、排水を停止する。満足していない場合は排水井戸を稼働して、場合によっては、矢印が下のほうに伸びておりますが、一時貯水槽に蓄積して水質の分析をする。水質の分析を判定いたしまして、下水に放流してもいいということであれば、そのまま右の矢印、そうでない場合は、下のほうに行きまして水質の浄化を行ってから下水に放流と、こういったフローでございます。

3 - 4ページは、地下水管理システムの維持管理でございますが、維持管理の方針といたしましては、やはり長期間正常に機能するよう、システムの構築要素 これは計測、データ、通信・管理、揚水・処理・排水システムでございますが ごとに維持管理のマニュアルを策定する。

各システムの維持管理上の必要事項は下記のとおりとなりまして、3点ございます。 まず計測システムにつきましては、定期的に(原則として毎月1回程度)全井戸の水 位観測を実施して、実測値との整合を検証する。データ通信の管理システムと揚水・ 処理・排水システムにつきましては、年1回の保守点検を実施する。

ここで、いろいろ検討する中で、維持管理の方針に加えて予知保全を検討する必要があろうかと思って検討いたしました。維持管理の段階で発生の可能性が考えられるリスクについては、事前にその対策を検討しておくことが必要と考えたわけでございます。 で予知保全項目とその対策を以下に書いております。

揚水井戸の機能の低下が1点目でございます。これは目詰まりによる機能低下が懸念されます。一般的に最も多いものは、地盤の細粒分がストレーナーという周囲に集積しまして、目詰まりを起こすといった物理的なもの、それから、鉄バクテリアの繁殖によるような生物化学的なものが要因として挙げられます。このような維持としては、定期的に井戸を洗浄することにより、ある程度維持管理システムを継続することができる。ただし、万が一回復が困難と判断された場合には、土地利用上の制約がない近傍箇所に緊急に新しい揚水井戸を設置することも考えております。

2点目といたしましては、計測機器の不具合です。これは、定期的に実施する水位 観測、実測値と照合しながら機器の性能管理を行っていきますけれども、公称の耐久 年数が来た時点で、たとえ機能上問題がない段階におきましても新しいものと取りか えていく。こういったことを心がけていきたいと思っております。

それから、排水ポンプの故障でございます。計測機器と同様に耐久年数が来た時点で、たとえ機能上問題がない場合でも新規に取りかえていく。各街区に取りかえる予定のポンプなども準備することも考えております。それから、万一不測の事態で一時データの監視システムが作動しない場合も想定しまして、手動でもできる機能を盛り込むようなことも考えております。

- (委員)水質分析の対象物質、頻度はどのように考えているか。
- (東京都) 石炭ガスの製造に伴い汚染の可能性のあるベンゼン、シアン等の7物質を対象として、 サンプリングにより年4回の頻度で分析を考えている。
- (委員)年4回ではなく、異常があったときにすぐ検出できるようなイメージをもっていた。
- (東京都) それは定期的に実施する。また、降雨で水位が上昇した場合には、揚水してタンクへ 貯めるので、その場合にもチェックする。
- (委員)専門家会議では、地下水を排水基準以下にするとしていたが、今は環境基準以下に変わっている。周辺の地下水位より低い A.P.+2m で地下水位を管理すると、周辺からのもらい公害が考えられるのではないか。
- (東京都)街区周辺に遮水壁を設けて、水の出入りがないようにする。
- (委員)地下水位を保つために揚水するということは、有楽町層を通した水位の上昇や遮水壁 の漏れ等を想定しているのではないか。
- (東京都) ほとんどないと思う。
- (委員)地下水を環境基準以下にすると考え方を変えたことにより、周辺から水が入らないよう水位はなるべく周辺と同じにしたほうがよいのではないか。
- (東京都) もらい公害の話があったが、道路下も同レベルで対策を行うことを想定している。
- (委員)道路側の対策は、専門家会議の考え方で十分だと思うが、道路下の地下水がきれいだとは言い切れない。新市場予定地内は、何十cmかのコンクリートで覆われているので、雨水は入り込まないが、遮水壁や有楽町層では完全に遮水されないから、地下水管理を行うという前提なのか。
- (東京都) 新市場予定地内には、緑地が1割程度あるので、ここから雨水が入る。
- (委員) あまり A.P.+2m にこだわるとなかなか管理が大変なので、実際の運用はもう少し柔軟にやったほうがよいのではないかと思う。
- (委員) プラントエンジニアリングで見たときには、遮水壁をなくして、水位を A.P.+2m より高く維持・制御することで、地下は非常に健全な状況になるのだろうと考える。さらに、現状で周辺海域の水質に問題ないのであれば、地下水浄化の後、遮水壁がかえって災いするのではないかという視点をもった。ただし、専門家会議の提案というのを十分に尊重して技術会議が動くのであれば、遮水壁を必要最小限のところに打設する今の案が一つあるだろうと思う。

また、もらい公害を前提とするのであれば、完全に遮水できる施工する必要がある。 そうすることで、1割程度の緑地から侵入する水、特に大雨などによる地下水位の上 昇を管理するシステムを構築する。地下水が上昇した場合に揚水して水質をチェック するためには、貯水槽が必要となるが、貯水槽の容積の算定で相当な量を見込むと経費も莫大となるので、コストの問題と建物設計のバランスがでてくる。

ここで、地下水位をコントロールの領域よりも少し下げたところで管理すると、地下がそのまま貯水槽として活用できるので、過剰に越えた部分だけを貯水槽にためればよくなり、これを順次流していけば、また地下水位を制御できる。この点で、容積の計算には、水位が非常に意味を持ってくる。

この場合に、遮水壁の性能に依存して設定値が決定されるので、これが変われば貯水槽の大きさも変わってくる。

- (東京都)鋼管矢板や今想定している工法・材料を遮水壁として採用すれば、ほとんど漏れないことが土木技術で実証されている。また、地下水位をフリーにする場合には、前提として地下水の浄化を確認が必要となるし、揮発の懸念もあるので、水位は A.P.+2m にする必要があると考えている。
- (委員)地下水を環境基準以下にすると変えたことで、状況は随分変わっている。周辺からの水の懸念もあることから、A.P.+2m にこだわらずに、もう少し幅を持ったほうがよいのではないか。
- (委 員)地下水を環境基準以下にして、2年間のモニタリングを経れば、地下水管理は必要なくなる。
- (委員)台風などで大雨があっても、問題ないのか。
- (東京都)降雨確率を求めて検討しているので、問題ない。
- (委員)下水に放流するのであれば、ノルマルヘキサン抽出物のように、下水放流基準にあって基準を超えそうな項目も監視したほうがよいのではないか。
- (委員)最低限、pH や電気伝導度も測ったほうがよいのではないか。どこでも常時監視している項目で、メンテナンスも簡単である。また、水質の分析頻度については、最初は月1回程度必要と思う。積算の根拠に入れていただきたい。
- (委員) 遮水壁の打設をするのであれば、逆の発想で緑地のところだけを囲むという考え方も あるのではないか。
- (委員)専門家会議の結論を尊重すると遮水壁は打たざるを得ないが、プラントエンジニアリング的に考えると、水位を上げておいて遮水壁を取り除いたほうが、地下水も浄化されており、自然循環もあるので、利用者側からすると気持ちがいい環境となるのではないか。
- (委員)地下の有楽町層はそんなに完全なのか。
- (東京都)透水係数は  $10^{-7}$  cm/S であり、不透水性は高いと考える。
- (委員)専門家会議の考えを覆すと根本的な問題になるので、とりあえず周辺の状況と遮水壁 の漏れの確認をしていただきたい。
- (委員)地下水管理でのモニタリングの年数にもよるが、建屋の模様がえや附帯設備の変更などで、井戸を別につくる場合、観測点、計測点を増やすことになる。これを考えると無線 LAN (案-2)がよいと思う。

# (2)汚染物質処理、液状化対策などを含む一貫した対策(案)

(東京都) それでは、2 - 1ページをお開きください。前回の第6回目の技術会議以降、専門分野の委員の方と打ち合わせ協議によりまして、油分を含む汚染土の処理には中温加熱処理が必要だという結論に達しております。このため、前回お示しした案 - 1から案 - 5まで、油分を含む汚染土壌の処理には中温の加熱処理を採用した案としております。また、中温加熱処理の採用に当たりましては、処理の対象物質について経済的に処理できる方法についても再検討をいたしました。それで、この表の中で、案 - 2のところで黒く網かけしてあるところが主に変わったところでございます。

まず、前回の技術会議での案 - 2 におきましては、ベンゼン、ベンゼン・シアン化合物の処理方法は中温加熱としておりました。この技術会議での提案としましては、加熱処理に比べて価格の安い洗浄処理とさせていただきました。このとき、環境基準の 10 倍を超えるベンゼンについては原位置であらかじめ生物による前処理を行って、環境基準の 10 倍以下ぐらいにしてから洗浄処理として対処していくということで考えております。

それが2-3ページです。お開きください。ここのフローのところに、原位置の微生物処理として10倍以下にするというグリーンで塗ってあるバイオ処理加えております。その後、ベンゼンにつきまして洗浄処理で対応していく。あくまでも中温加熱処理は油分を含む土壌汚染に限定して採用する。こういうことによって大分経費を削減するような案にしております。それが、大きく前回の第6回目の技術会議で示しましたフローと異なるところでございます。

それから、案 - 1、案 - 2、案 - 3 につきまして試算をいたしました。その結果が、 2 - 7ページをお開きください。ここに一貫した対策 5 案の経費と工期を表であらわ しております。経費がわかりやすいように各項目にまとめております。

案 - 1としましては、都内の既設の低温加熱処理施設を利用して処理するもの。案 - 2としましては、ベンゼン濃度は前処理として原位置による微生物処理で低下してから洗浄する。案 - 3としましては、ベンゼンを含む汚染土壌を掘削し、場外の場所で微生物処理をするもの。案 - 4としましては、ベンゼンを原位置で微生物処理により処理する。案 - 5としましては、市場の建物と一体になった地下空間の利用という形で5案を出させていただいております。これは、前回と考え方は全く一緒でございます。

それから、今後、金額的に変化が出そうなところを簡単にご説明させていただきます。この経費の内訳の中では、今後経費が変わる要素を含む項目が、皆さんのお手元にあります表の上から6段目の「土壌掘削、運搬」、その下にあります「汚染物質の処理」でございます。

- (委 員) 第6回会議でタールの状況について確認していただくことになっていたが、データは 出てきたか。
- (東京都)ボーリング調査の野帳などから、油臭・油膜を対象に整理した。油分を含んだ汚染土 壌の可能性があるものは、中温加熱処理することとしてすべての案に盛り込んだ。
- (委員)経費の算出にはどのように反映したのか。
- (東京都) 経費の算出では、油膜があった箇所を油分を含む汚染土壌と仮定した。

(委員)案-2で、新たにベンゼン単独で処理基準の10倍を超過する土壌について、原位置微生物処理により10倍以下にするというものが入っているが、これも積算に入っているのか。

(東京都) 含んでいる。

(委員)地下空間利用の案-5は、どの対策を基本としているのか。

(東京都)案-1に対して、地下空間を利用した構造物を構築するものである。

(委員)経費は、案-1に足すイメージになるのか。

(東京都) その通りである。

- (委員)案-5で例えば地下に駐車場をつくると、他の駐車場が必要なくなるのでその分は建設費が安くなるのではないか。
- (東京都)駐車場を想定し、必要なくなった駐車場分の建設費を差し引いて考えている。地下空間をどのように利用できるかも含めて、次回に別途資料を提示する。
- (委員)経費は、LCCベースになっているのか。
- (東京都) LCC ベースで、一番きくのが地下水管理システムである。
- (委員)一般的な工法を含めて、ランニングコストでは差がないという前提であるのか。

(東京都) その通りである。

(委員) ランニングコストを同じで見ていいのかどうか、後ほどご意見を伺いたい。また、経費と工期については、最終的には合算しなければならないと思うが、検討手法の原案はあるか。整理の仕方として、早いことには意味がなければすべて工期は同じ点数となる。もう一つ、できるだけ早いほうがよいという中間があり、効用を費用化する必要がでてくる。

この場合、どういうベネフィットが生じるかを東京都として何らかの政策評価をして把握しておかないと、案-4 は不利になるし、案-4 の提案者の説明もできなくなる。いろいろな考え方はあると思うが、検討していただきたい。

また、これだけの都民の税金を使ってよいかというそもそも論がある。築地を再整備すべきではないか、別の土地に整備すべきではないかという議論が出てくるので、 比較が必要である。これも次回までに、検討していただきたい。

- (委員)案1~4 は、対策が終われば、条件が同じになるので、ランニングコストは同様となり、案-4 の工期が長いことだけが問題となる。案-5 は、地下空間利用のランニングコストを含んでいるのか。
- (委員) ランニングコスト分の収入がなければ、そもそも意味がなくなるので、考慮しなくて もよいのではないか。
- (委員) この概算経費については、掘削方法を検討することで減らすことも可能ではないかと 思うので、精査していただきたい。

(東京都)精査して、次回提示する。

(委員)土壌洗浄処理の単価は、汚泥のリサイクル分も含んでいるのか。

(東京都)含んでいる。

(委員)事務局との話し合いで、タール分、油分を含む土壌は、低温加熱処理であれば2回の 加熱が必要となるので、中温加熱処理とする結論になった。

- (委員)砕石層は毛管現象を防ぐためのものということでよいか。これは、現在でも必要か。
- (東京都)地下水の浄化が確認されなければ、それまでに毛管現象で地下水が上昇する可能性があるため、必要と考えている。
- (東京都)街区周縁を囲む遮水壁は、専門家会議の根幹である。この議論に踏み込むと、専門家会議の提言のレベルを達していないのではないかという批判を受けるのではないか。砕石層については、いろいろ議論があると思うので、次回までに考え方を整理する。
- (委員)洗浄処理2回というのは、どのような内容か。
- (東京都) ベンゼン濃度が高い場合は、水の量を増やして洗浄する。1回分のコストではできないことから、表現は悪いかもしれないが、洗浄処理2回としている。
- (委員)液状化対策の経費が、一般的な工法と比較し、半額近くになっている理由を教えていただきたい。
- (東京都)一般的な工法では、5街区については深層混合の噴射攪拌を考えていたが、技術会議の中で推奨された汎用性があり、実績もある工法に変えたことで、半額近くになった。

# (3)土壌汚染対策全体を網羅した提案

- (東京都)土壌汚染対策全体を網羅した提案の説明
  - 土壌汚染対策全体を網羅した提案の8件について、概要を説明した。また、それぞれの提案の評価項目ごとに評価・検証する委員を決めた。
- (委員) これらの提案については、各委員にそれぞれの担当部分の評価をお願いする。経費に ついては、算出できるか。
- (東京都)経費の記載がないものもあるので、提案者に工期も含めてヒアリングし、先ほどの一貫した対策 5 案を含めた一覧表として次回提示する。評価は、これまでの四段階評価(S~C評価)でお願いしたい。

### (4)評価・検証に際しての視点

(東京都) それでは、最後の議事になりますけれども、4 - 1ページをお開きください。これは、前回と前々回に提出していただき、各先生方のご意見を伺いながら変更してまいりました。それで、前回の変更のあったところについて再度ご確認をさせていただきたいと思います。

まず、「2.評価・検証全般」のところの「(3)経済性・工期の比較」でございます。 前回、「一般的な工法から」以下の文章が「一般的な工法による経費や工費に比べて 優れていること」という書き方だったのですけれども、今回、「一般的な工法と比べ て、経費もしくは工期など、総合的に同程度以上であること」という文章に変えさせ ていただきました。

続きまして、4 - 3ページをお開きください。(4)液状化対策のところでございます。 前回、「建物建設地以外の場内通路や平面駐車場など」と入れておりましたけれども、 あまり「など」という意味がないので、「など」というのを削除させていただきまし た。

次のページの4 - 4 でございます。5 番の「豊洲新市場予定地以外の土壌汚染対策

への活用」ということで、根本委員のほうから前回提案をいただきましたけれども、 現在、この案につきましては取りまとめ中であります。取りまとめ次第、この会議の 中で論議させていただきたいと思いますので、今の段階では待っていただきたいと考 えております。以上でございます。

- (委員)評価結果はどのように公表するのか。
- (東京都)現在検討しているところである。会議を重ねるごとに評価の視点を詰めてきたので、 評価結果も当初のものからの変更もありうる。
- (委員)評価では、あくまで新技術を推薦するのか、既往技術で実績があるものもよい技術と して推薦するのか、考え方を統一しておく必要がある。
- (委員)以前、話したとおり、液状化対策では豊洲への適用性で評価している。
- (東京都)豊洲への適合性が最も重要で、実績の多い技術を採用しても構わないと思う。よい技術であっても、豊洲には適合しないものは、佳作技術に当たると考えている。
- (委員)技術会議では、あなたの工法は採用された、採用されなかったというのではなく、あくまで評価したということとし、この工法は、今後可能性があるといったコメントを記載することになるのではないか。
- (委員)新技術は、従来工法よりも工期が短いとか、経費が安いとか、何らかのメリットがあるから提案されている。そのときに、専門家の観点で、明らかにおかしいものは最初から評価外とする。検証が必要なものはそのことをコメントする。あとは費用対効果で検証する。このように分けて考えなければ、技術会議の位置付けがわかり難くなる。
- (委員)最終的に選ぶのは提案の善し悪しであって、提案者の善し悪しではないので、個別技術の S,A 評価にかかわりなく提案の優劣が出てくるのではないか。技術の組み合わせも今回の募集では要領上妨げられていないので、個別技術の評価は、多少ばらつきがあってもやむを得ないというような割り切りをしてもよいのではないか。
- (東京都)提案者ではなく、技術提案を評価して、豊洲に適用できるものを評価・検証して頂き たいと考えている。
- (委員)技術会議では、一つのシステムを提案する。これがスペックとなって入札となるので、 提案者は少なくともそれに入れるかどうか、自分で判断できる。これは、あくまでも 今回のプロジェクトに関する適性を論じているということで、技術一般の適性とは別 な話になる。それ以外に、よい技術なのになぜ入れなかったかという疑問に対する答 えを技術会議として出す必要がある。
- (委員)豊洲での適用性がどうかということにすると、評価はさほど詳しい回答にならないのではないか。よい技術だが、豊洲には合わなったとか、よさそうだが実証実験が必要とか、そのような評価になるのではないか。そういう意味では、分野別の整合はあまり気にしないでよいのではないか。
- (委員)公表の仕方は事務的に詰めていただきたい。最終的に、自分の技術が入っていなかったとしても、中身を変えれば、誰でも入札に参加できるということでよいか。
- (東京都)入札への参加は可能である。

# (4)提案者へのヒアリング

- (東京都) その他で、ヒアリングを各提案者のほうに告知することを考えております。日にちは 12月12日(金曜日)午後5時から。それから、委員の先生方のほうから、6事業者 ぐらいについてのヒアリングという確認をさせてもらっています。各委員の方々にも う一度早急に確認して取りまとめて、明確なヒアリングの項目を出していきたいと考えております。12日のヒアリングでよろしいのか、その辺のご確認をしていただけ たらありがたいんですが。
- (委員)技術会議で出た内容について、事務局がヒアリングするという考え方でよいか。
- (東京都) そのように考えている。
- (委員) ヒアリング対象者の選定に問題ないか。
- (委員) 各委員のヒアリングの要望に基づいている。
- (委員)委員が参加しないのであれば、対面方式ではなく、多数の提案者に対するアンケート 方式も考えられると思う。
- (東京都)委員からのヒアリング項目以外に、事務局から工期や経費などについてもヒアリング したいと思っている。
- (委員)電話などでは伝わらないこともあると思うので、対面方式でお願いしたい。